

飯山市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分規程案

1 制定の理由

飯山市下水道条例（平成2年条例第21号）及び飯山市下水道排水設備指定工事店に関する規則（平成8年規則第22号）の指名停止等の罰則の規定が明確ではないため、策定を行うもの。

2 制定の概要

別紙のとおり。

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。

3 施行期日等

令和6年11月18日

4 財源措置の関係

なし

5 市議会提案時期

なし

6 その他参考事項

なし

飯山市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分規程をここに公布する。

令和6年11月18日

飯山市長 江沢 岸生

飯山市水道事業管理規程第1号

飯山市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分規程

(趣旨)

第1条 この規程は、飯山市下水道排水設備指定工事店に関する規則（平成8年飯山市規則第22号。以下「規則」という。）に規定する指定の取消し又は停止（以下これらを「処分」という。）に関し、公正の確保と透明性の向上を図るため、処分を審査する飯山市下水道排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 下水道事業を所管する部長
- (2) 下水道事業を所管する課長
- (3) 下水道事業を所管する係長
- (4) 下水道事業を所管する課の庶務担当係長
- (5) 水道事業を所管する係長

2 委員長は、下水道事業を所管する部長をもって充てる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長に事故あるときは、下水道事業を所管する課長がその職務を代理する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、審査に関し必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(処分原案の決定等)

第5条 委員会は、処分が相当と認めるときは、別表に定める処理基準に従い、処分原案を決定するものとする。

(事前手続)

第6条 委員長は、委員会が決定した処分原案に基づき、飯山市行政手続条例（平成8年飯山市条例第1号）の規定に従い、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続を行うものとする。

- (1) 指定の取消しの場合 聴聞
- (2) 指定の停止の場合 弁明の機会の付与
(処分原案の再検討)

第7条 前条の聴聞又は弁明の機会の付与の結果、新たな事実が判明したことにより、処分の内容を再検討する必要があると認めるときは、委員長は、委員会を再度開催するものとする。

(報告)

第8条 委員長は、会議の経過及び結果を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(処分の決定)

第9条 管理者は、委員会の検討結果等を考慮し、処分を決定するものとする。

(処分の通知等)

第10条 管理者は、前条の規定による決定をしたときは、処分を受ける者に対して、処分決定通知書（様式第1号）により通知するとともに、規則第14条の規定により公示するものとする。

(指導)

第11条 管理者は、審査会において処分するまでに至らないと決定したときは、指導書（様式第2号）により指導を行うものとする。

(処分後の施工)

第12条 処分を受けた者が当該処分を受けた時点において未竣工の工事があるときは、当該工事に限り、その完了までの施工、付随する届出その他の必要な行為を続行することができるものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年11月18日から施行する。

(別表) (第5条関係)

違反項目	根拠法令	違反内容	処分の内容
指定要件違反	規則第3条	規則第3条に規定する要件に適合せずに指定を受けたことが判明したとき。	指定取消し
工事の施工等違反	条例第9条 規則第7条	排水設備の計画の確認を受けずに施工していたことが判明したとき。	指定取消し、 3月以上の停止 又は文書指導
責務及び遵守事項違反	規則第7条	第7条に定める、責務及び遵守事項違反したとき。	指定取消し又は 3月以上の停止
工事の施行に関する義務違反	規則第13条	完了検査の立ち合い及び資料の提出を、正当な理由なく応じないとき。	指定取消し又は 1月以上の停止
届出義務違反	規則第10条	事務所の名称、所在地の異動及び役員等の変更を提出しないとき。	指定取消し 又は文書指導
不正な行為	規則第3条 規則第7条	1 不正又は虚偽の申請をしたとき。 2 施工上の安全管理を怠り、従業員又は公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定取消し又は 3月以上の停止
不誠実な行為	規則第7条	1 排水設備の申込を受け、正当な理由なく拒んだとき。 2 排水設備の完成後1年以内に生じた故障等について、天災又は使用者の攻めに帰すべき事由でないものに限り、無償で修繕するように努めなかったとき。 3 災害等緊急時に排水設備の復旧に関し、市からの要請があったときに、これに協力するように努めなかったとき。 4 文書指導に従わないとき。 5 その他下水道法、条例及び規則の規程に明らかに違反しているとき。	指定取消し、 1月以上の停止 又は文書指導

(様式第1号) (第10条関係)

処分決定通知書

第 号
年 月 日

氏名又は名称
(代表者氏名) 様

飯山市長 印

飯山市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分規程の規定により、下記のとおり処分を決定したので、通知します。

記

違反行為に対する処分	<input type="checkbox"/> 指定の取消し <input type="checkbox"/> 指定の効力停止 年 月 日から 年 月 日まで (間の効力停止)
処分の理由	
処分年月日	

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、飯山市長に対して審査請求を行うことができます(なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、飯山市を被告として(訴訟において飯山市を代表する者は飯山市長となります。)提起することができます(なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

(様式第2号) (第11条関係)

指導書

第 号
年 月 日

氏名又は名称

(代表者氏名)

様

飯山市長

印

飯山市下水道排水設備指定工事店に関する規則に違反する行為を確認したので、飯山市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分規程の規定により下記のとおり指導します。

今後はこのような違反行為のないよう、関係法令を遵守の上、業務を行うよう十分留意願います。

記

違反行為の項目	
違反行為箇所	
違反判明日	